

第6期介護保険事業(支援)計画の概要

第6期介護保険事業(支援)計画の主な内容

介護保険事業計画(市町村)

- 市町村介護保険事業計画の基本理念等
- 2025年度(平成37年度)の推計及び第6期の目標
- 介護給付等対象サービスの現状等
- 計画の達成状況の点検・評価
- 日常生活圏域の設定
- 各年度の日常生活圏域ごとの必要利用定員総数の設定
認知症グループホーム、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設
- 各年度の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量
- 各年度の地域支援事業の見込量
- 地域包括ケアシステム構築のための重点的取組事項
①在宅医療・介護連携の推進 ②認知症施策の推進
③生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
④高齢者の居住安定に係る施策との連携
- 各年度の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保方策
- 各年度の地域支援事業に要する費用の額とその見込量の確保方策
- 介護サービス情報の公表に関する事項
- 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項

介護保険事業支援計画(都道府県)

- 都道府県介護保険事業支援計画の基本理念等
- 2025年度(平成37年度)の推計及び第6期の目標
- 介護給付等対象サービスの現状等
- 計画の達成状況の点検・評価
- 老人福祉圏域の設定
- 各年度の老人福祉圏域ごとの必要入所(利用)定員総数の設定
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護専用型特定施設、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設(介護専用型以外の特定施設(混合型特定施設)についても、必要利用定員総数の設定は可)
- 各年度の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量
- 地域包括ケアシステム構築のための支援に関する事項
①在宅医療・介護連携の推進 ②認知症施策の推進
③生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
④介護予防の推進 ⑤高齢者の居住安定に係る施策との連携
- 施設における生活環境の改善に関する事項
- 人材の確保及び資質の向上に関する事項
- 介護サービス情報の公表に関する事項
- 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項

※ ●は必須記載事項(基本的記載事項)である。 ※「各年度」とは、平成27年度、平成28年度及び平成29年度のことである。
 ※ 保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定める計画(医療計画、地域福祉計画、高齢者居住安定確保計画等)との調和等の規定がある。

2025年を見据えた介護保険事業計画の策定等

第5期計画では、高齢者が地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムを構築するために必要となる、①認知症支援策の充実、②医療との連携、③高齢者の居住に係る施策との連携、④生活支援サービスの充実といった重点的に取り組むべき事項を、実情に応じて選択して位置づけるなど、段階的に計画の記載内容を充実強化させていく取組をスタート

- 第6期計画以後の計画は、2025年に向け、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を承継しつつ、在宅医療介護連携等の取組を本格化。
- 2025年までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計して記載し、中長期的な視野に立った施策の展開を図る。

団塊世代が65歳に

団塊世代が75歳に

2015 (H27)

2025 (H37)

第5期計画

2012
～2014

第6期計画

2015
～2017

第7期計画

2018 (H30)
～2020

第8期計画

2021
～2023

第9期計画

2024
～2026

<介護保険事業計画に2025年までの見通しを記載>

地域医療ビジョン (2025年まで)

現行の医療計画

2013～2017

次期医療計画

2018 (H30) ～2023
中間年で見直し

介護保険
事業(支援)
計画

医療計画との
整合性の確保

介護保険事業(支援)計画について

保険給付の円滑な実施のため、3年間で1期とする介護保険事業(支援)計画を策定している。

国の基本指針(法第116条、18.3.31告示314)

- 介護保険法第116条第1項に基づき、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定める
 - ※市町村等が介護サービス量を見込むに当たり参酌する標準を示す



市町村介護保険事業計画(法第117条)

- 区域(日常生活圏域)の設定
- 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)
 - ※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- その他の事項

保険料の設定等

- 保険料の設定
- 市町村長は、地域密着型の施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定をしないことができる。



都道府県介護保険事業支援計画(法第118条)

- 区域(老人福祉圏域)の設定
- 市町村の計画を踏まえて、介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)
 - ※介護保険施設、介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - ※混合型特定施設に係る必要定員総数を設定することもできる(任意)
- その他の事項

基盤整備

- 都道府県知事は、介護保険施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定等をしないことができる。

